

図書紹介

論文の捏造はなぜ起きたのか？

著：杉 晴夫（帝京大学名誉教授）

発行：株式会社／〒112-8011 東京都文京区音羽1-16-6 / ☎03-5395-8116

新書判／253頁／価格 760円（税別）／2014年9月20日発行

本書は、学術雑誌『ネイチャー』に掲載された STAP 細胞論文の不正問題に端を発して執筆されたもので、表題は「なぜ起きたか」となっているが、真の趣旨は、近年、科学論文の不正（捏造・改竄・無断引用）が増加傾向にある真の原因は何か（なぜ起るのか）、また、どうすれば不正問題を解決することができるかを究明するところにある。

著者は、本書において、科学や科学者の倫理には特に触れていない。論文の不正は、個人の倫理観の歪みや社会的道徳の欠如にあるのではない。STAP 細胞論文の疑義を解明するために理化学研究所内に設置された調査委員会の委員長や委員までもが、過去に発表した論文のデータに改竄が見つかったということは、論文不正は、もはや社会現象であり、まずは倫理の問題というより社会学的な解明が必要である。

著者は、論文不正の真の原因是、2004年の国立大学の独立行政法人化と偏った研究費の配分にあるといっている。国立大学の独立行政法人化は、文部省に吸収合併された旧科学技術庁の役人によって、科学技術立国推進の名のもとで進められた。国立大学の教授以下職員は、国立機関の人間であるかぎり、文部省の役人と対等であった。しかし、法人化によって、文部科学省と国立大学との対等な関係は、主人と使用人の関係となり、そのため、学問の自由は蹂躪されることになり、大学は自由な学園ではなくなった。

この法人化によって、研究費は毎年1%ずつ、人件費に至っては毎年5%削減されることになり、政府は、これによって得られた資金—法人化から8年で一千億円に達した一を、科学技術立国の方針のもと、産業界と手を組んで、分子生物学、分子遺伝学などの流行の分野に「競争的研究資金」と称して集中的に投資した。いわゆる政府の重点研究領域への傾斜配分であり、研究は、したがって必然的に大型プロジェクトとなる（政府の科学技術基本計画に基づく重点分野は、IT、バイオ、新素材、環境の4分野であり、この分野に科学技術振興費の6割を集中投資している。池内 了著、『科学・技術と現在社会』上巻 322頁参照）。これに反し、法人化した国立大学は、不足する研究費や運営経費は、自助努力により「競争的研究資金」などから補うよう政府より命ぜられた。

しかしながら、この巨大な研究費を獲得した研究者は、金額が大きすぎ年度内に使い切

ることができず、返却すれば次年度の予算獲得に影響を与えるゆえ、研究費を着服したり、不要な椅子を高額な金額で購入したりして償却しようとするような事態を生んでいる。

また、政府や産業界が、 性急に研究成果を求めるので、 巨額な研究費を受け取った研究者は、 早急に何らかの結論を出さざるを得ず、 なにはともあれ論文を発表し続けなければならない。 研究者は、 期待に応えて直ちに成果を上げなければならぬという重圧を感じる。 しかも、 インパクトファクターの高い学術雑誌に発表できなければ、 能力のない研究者とみなされ、 研究費を打ち切られることも考えられる。

研究者がここまで追い詰められると結果はおのずから明らかであろう。 原図の切り貼りやデータの改竄は、 実際得られたものとは見た目が美しく論文として印象は格段とよくなる。 事実、 科学史を彩る巨人であるガリレオもニュートンもメンデルもデータに改ざんを加えている。

以上の説明から分かるように、 著者は、 国立大学の法人化と科学研究費の特定分野への重点配分から、 下記のような4つの結論を引出している。

1) 研究者本来の自由が奪われ、 2) すぐに結果ができるような研究に駆り立てられ、 3) 研究費が使い切れなくとも使い切れなくてはならず、 4) ある期限内に成果（インパクトファクターで機械的に評価される）を出さなければ研究者としての生命を絶たれかねない。

このような状況に追い込まれた研究者が、 論文の捏造、 改竄、 無断引用の誘惑に駆られるのは当たり前であり、 むしろ捏造に走らないほうが不思議であると著者はいう。 したがって、 科学倫理の確立は、 個人の倫理観の確立や社会道徳の体得にあるのではなく、 研究者から自由な研究を奪い去る上記に述べた4つの項目を破棄する研究体制を作っていくことによって達成されるのである。

著者は、 論文捏造を阻止するための条件を挙げているが、 紙面の都合で、 主なものを下記に箇条書きするに留める。

- 1) 見せかけにすぎない競争的研究資金の再検討（国立大学の経常研究費の大幅な増額が必要）
- 2) 研究費申請審査法の改正（審査委員の数が極端に少なく増員が必要）
- 3) 不正の温床となる研究費の単年度会計制度の改革（米国では研究費剩余额は20%まで次年度繰越が可能）
- 4) 再生医療分野への偏った研究配分を改めることの必要性

最後に著者は、 願いを込めて次のように述べている。

「学問の発展に必要なのは、研究者の自由な発想と自由な研究を許す環境である。わが国の中の現状がいかにこの環境からかけ離れてしまったかを考えると慄然とする」(学会事務局)。